何が不燃ごみ？

●プラスチック製品（大きさが15㎝以上50㎝未満のもの・金属を含むもの）ポリバケツ・プランター等
●ゴム製品（大きさが15㎝以上50㎝未満のもの・金属を含むもの）ゴム長靴等
●皮革製品（大きさが15㎝以上50㎝未満のもの・金属を含むもの）ビニール製バッグ・皮製かばん等
●陶器製品（50㎝未満のもの）湯飲み・茶碗・植木鉢等
●小型電気製品（50㎝未満のもの）炊飯器・ポット・トースター等
●その他（50㎝未満のもの）電球（白熱球）・割れた蛍光灯・ガラス・塗料缶・アルミホイル・錆びた金属製品（包丁などは錆びていても金属の収集の時に出して下さい）
※大きさが50㎝以下であっても、電子レンジやホースと一体で処分する掃除機等は粗大ごみになります。

こういったものは、不燃ごみとしてピンク色の狛江市指定収集袋（有料）に入れて出すことができます。

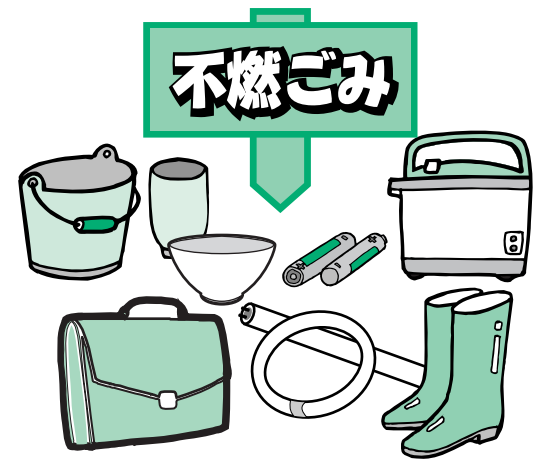

どうやって処理しているの？

効率良く収集作業を行う為に、パッカー車（ごみを収集しているトラック）で収集し、収集作業の途中でもパッカー車に積めなくなると、その都度清掃工場へ降ろしに行きます。清掃工場の不燃ごみピットに投入し、不燃・粗大ごみ処理施設で分別処理を行ないます。破袋機で袋を裂いてから、ベルトコンベアで送りながら危険物や破砕不適物を手選別で抜き取り、磁選機（金属を分ける機械）で金属を鉄類とアルミに選別し、燃焼効率を良くするためと、選別しきれなかった金属を抜き取るために、破砕機（1辺15㎝程度に砕く機械）で細かく砕いてから、再度金属類の選別を行い、残ったものはごみピットに入れられた後、焼却炉で焼却されます。

ここで豆知識

不燃処理施設では、破砕機を使って、1辺15㎝程度に破砕してから焼却処理しているため、15㎝未満のもの（金属を含まないもの）は可燃ごみで出していただいています。

可燃ごみと不燃ごみの違い

以上のように、可燃ごみと不燃ごみは種類が違います。違う理由は、収集した後の処理の方法が違うからです。

●可燃ごみは「そのまま燃やす」
●不燃ごみは「金属類を抜き取ってから細かく砕いて燃やす」

なぜ発火物は不燃ごみではいけないの？

「不燃ごみ」とは言っても、**「燃えない」**と言う意味ではなく、**「そのまま燃やさないで」**、**「燃やせない金属類を再利用するために抜き取り」**、残ったものを**「燃やして」**います。すなわち、お使いいただいている指定収集袋をはじめプラスチック等の燃えるものが大量に含まれているのです。一方、発火物に分類されるものは、使い捨てライター・ヘアスプレー・殺虫剤のスプレー缶・卓上のガスコンロに使用するガスボンベ等の**「可燃性ガスや高圧ガス」**が使われている製品です。このため、不燃素材のビンと一緒に収集しており、収集作業はパッカー車ではなく平ボディーの車で収集しています。発火物をパッカー車で収集してしまうと、圧力をかけて押し込んだときに、ガスボンベなどは押しつぶされて、可燃性ガスが外に漏れ出ることがあります。こういった物を不燃ごみと一緒に収集してしまうと・・・

火災発生のメカニズム

過去に発生した火災における消防及び警察の現場検証後の見解を踏まえると、

① 不燃ごみをパッカー車に積む際には収集した不燃ごみに圧力がかかり、その中に可燃性ガスが含まれたガスボンベなどが入っていれば押しつぶされて破裂。

② 可燃性ガスは外に漏れ出し充満。

③ 多くの金属を含んだ不燃ごみに圧力をかけて収集する際に、金属部分がこすれてスパーク（火花）が生じ、可燃性ガスに引火して収集袋やその他燃えやすいプラスチック部分等が延焼し火災に至るというものです。

このように、3つの要因が揃って、ほんの少しの偶然が加味されただけで、いとも簡単に火災事故を招いてしまいます。このため、一番の要因である発火物をビンと一緒に収集しています。